

別添

競争参加者の資格に関する公示

令和6年11月26日

令和7・8年度（建設工事、測量・建設コンサルタント等）を有効期間とする独立行政法人水資源機構の一般競争（指名競争）の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおりお知らせします。

1 業種区分等

(1) 建設工事

〔建設工事の工事種別〕

①土木一式工事 ②建築一式工事 ③機械設備工事 ④電気工事 ⑤橋梁上部工事 ⑥舗装工事 ⑦しゅんせつ工事 ⑧グラウト工事 ⑨法面処理工事 ⑩暖冷房・衛生設備工事 ⑪塗装工事 ⑫その他の工事

(2) 測量・建設コンサルタント等

〔業務の種類〕

①測量 ②建築関係建設コンサルタント業務 ③土木関係建設コンサルタント業務 ④地質調査業務 ⑤補償関係コンサルタント業務

2 申請書類の受付期間

(1) 令和7・8年度定期資格審査インターネット一元受付（建設工事、測量・建設コンサルタント等）（以下「一元受付」という。）による場合

令和6年12月2日から令和7年1月15日までに次のアドレスにアクセスして、申請用データを送信してください。

（建設工事）

<https://www.pqr.mlit.go.jp/>

（測量・建設コンサルタント等）

<https://www.pqrc.mlit.go.jp/>

(2) 郵送による場合

定時受付については、申請書類を郵送する方法によりインターネット方式では対応していない申請（共同企業体（経常JV）等に関する申請）を令和6年12月2日から令和7年1月15日まで受け付けます（当日消印有効。ただし、料金別納郵便及び料金後納郵便にあつては当日までに到着したものが有効。）。なお、随時受付については、申請書類を郵送する方法により定時受付期間の翌日から受け付けます。

3 申請書類の入手方法等

(1) 申請書類の入手方法

①一元受付による場合

2(1)に掲げるアドレスにアクセスし、令和6年11月1日から令和6年12月27日までにパスワードの請求手続きを行い、入手したパスワードを用いて、令和6年12月2日から令和7年1月15日までに申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードしてください。

②郵便による場合

「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」及び「添付書類」（以下「申請書類」という。）は、独立行政法人水資源機構（以下「当機構」という。）のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/sanka/0708yoryo-yoshiki.html>

(2) 申請書類の提出方法

①一元受付による場合

2 (1)に掲げるアドレスにアクセスし、3 (1)①においてダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを送信してください。

②郵送による場合

申請書類に必要な書類を添付し、以下の送付先へ郵送してください。
〔送付先〕

〒330-6008 埼玉県さいたま市中央区新都心 11-2 独立行政法人水資源機構 本社技術管理室契約企画課

③持参による受付は行いません。

(3) 申請書類の作成に用いる言語

申請書類は日本語で作成してください。

また、申請書類中の金額については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算し、記載してください。

4 競争に参加することができない者

(1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(2) 当機構が発注した工事等の請負契約において、過去2年以内に次の①から⑦までのいずれかに該当する事実があると認められる者

① 契約の履行に当たり、故意に工事、業務若しくは製造を粗雑にし、又は物品等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした事実

② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実

③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実

④ 監督又は検査の実施に当たり、役員又は職員の職務の執行を妨げた事実

⑤ 正当な理由なくして契約を履行しなかった事実

⑥ 受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実

⑦ ①から⑥までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した事実

(3) 当機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息を支払っていない者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下同じ。）に基づく会社更生手続きの開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号。以下同じ。）に基づく再生手続きがなされて一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる

者

- (5) 一般競争（指名競争）参加資格申請書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- (6) 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、当機構発注からの排除要請があり、当該状態が継続している者

5 競争参加者の資格及びその審査

競争に参加できる者の資格審査は以下のとおり行います。

[建設工事]

1 (1)の工事種別ごとに次の(1)に掲げる客観的事項の各項目と(2)に掲げる主観的事項の各項目により総合点数を算定し、この点数により順位を付して資格を与えます。(等級区分を設けている工事種別については、更にこの点数に基づいて等級の区分を与えます。)

(1) 客観的事項

- ① 一般競争（指名競争）参加資格審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下同じ。）第一の一の1に規定する当期営業年度開始日の直前2年又は直前3年の各営業年度の希望工事種別（当該申請に係る一般競争（指名競争）に参加を希望する工事種別をいう。以下同じ。）ごとの年間平均完成工事高
- ② 告示第一の一の2に規定する審査基準日（以下「客観的事項の審査基準日」という。）において建設業に従事する職員で、第一の三の1に掲げる者（以下「技術職員」という。）の希望工事種別ごとの数
- ③ 告示第一の三の2に規定する当期事業年度開始日の直前2年又は直前3年の各事業年度における発注者から直接請け負った建設工事に係る完成工事高（以下「元請完成工事高」という。）について算定した希望工事種別の種別年間平均元請完成工事高
- ④ 告示第一の一の2及び3、二並びに四に規定する項目（これらの規定中「審査基準日」とあるのを「客観的事項の審査基準日」と読み替えたものをいう。）

(2) 主観的事項

当機構が発注した工事で、競争参加資格審査申請を受け付ける年の前年の12月31日以前4年間に完成した希望工事種別ごとの工事成績、工事請負代金額等

[測量・建設コンサルタント等]

1 (2)の業務の種類ごとに以下の項目により総合点数を算定し、この点数により順位を付して資格を与えます。

- ① 一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の直前の営業年度の終了日（以下「測量等審査基準日」という。）の直前2年の各営業年度の業務の種類ごとの年間平均実績高
- ② 測量等審査基準日の直前の営業年度の決算における自己資本額
- ③ 測量等審査基準日における業務の種類ごとの有資格者の数
- ④ 測量等審査基準日までの営業年数

6 資格審査結果の通知

審査を経たうえで認定された一般競争（指名競争）参加資格については、機構ホームページへの掲載を以て通知とします。

掲載する機構ホームページのアドレス 有資格業者索引名簿

<https://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/sanka/0708gyoshakensaku.html>

7 資格の有効期間

資格認定の日から令和9年3月31日までとします。

8 競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先

当機構ホームページ。

<https://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/sanka/0708gyoshakensaku.html>

9 問い合わせ先

独立行政法人水資源機構 本社技術管理室契約企画課

電話番号 048 - 600 - 6534（直通）

10 その他

この公示のほか、一般競争（指名競争）の参加資格を得ようとする者の申請方法等については、当機構のホームページに掲載をしています。

<https://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/sanka/teiji.html>